



米子市まちづくり活動支援交付金の対象事業を募集します

市民により構成された住民団体を対象に、地域の課題解決やより良い生活のために自主的かつ継続的に行う住みよいまちづくりのための事業を募集します。多くの市民に参加してもらい、市民の自発的な活動によるまちづくりを目指します。

応募資格等

市内を拠点として活動する団体で、5人以上で構成（過半数が市内に在住、通勤・通学）し会則や規約などがある団体が応募できます。ただし、市税を滞納している団体、宗教的活動や政治的活動または営利活動を目的とする団体などは応募できません。

支援の対象となる事業等

- 1 地域のこまりごとの解決や住みよいまちづくりのために行う事業
- 2 地域の特色を生かしたまちづくりのために行う事業
- 3 これまでのまちづくり活動を進展させる事業

※支援の対象とならない事業

- ア 国・県・市及び公益法人から他制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- イ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- ウ 過去に交付金を受けたことがある団体が行う同一事業（継続活動コースを除く）

（参考）過去に交付を受けた事業の一部を紹介します。

地域安心・安全マップ作成事業、自主運営学童保育、やる気を育てるボランティア研修会、子育て支援事業、子ども農業生産体験活動、リユース推進事業、地域の活性化シンポジウム、ボランティアガイダンス誌発行、大凧揚げ大会、障がい児者支援事業、ふれあいのまちづくり事業、綿づくりを通じた世代間交流事業、建築を通じたまちづくり活動など

交付金の種類、金額の選択等

1 団体1事業とします。交付金の種類は3つあります。ただし、これまでにまちづくり活動支援交付金を受けたことのある団体は、「ちょっこし活動コース」への申請はできません。

- ①「ちょっこし活動コース」（交付金：対象経費と同額で上限8万円）
団体の活動実績は問わず、まちづくりに対する熱意に溢れ、継続性のある事業
- ②「がいな活動コース」（交付金：対象経費の3分の2の額で上限30万円）
1年以上の活動実績による活動の更なる発展や広域的な展開など、その効果が期待できる事業
- ③「継続活動コース」（交付金：対象経費の2分の1の額で上限10万円）
過去に交付を受けたことがある団体が行う同一事業で、交付を受けた翌年から3年以上継続して行っている活動をさらに充実・発展させるもの。
交付金対象経費などについては、裏面をご覧ください。

申し込み方法等（申請を希望される場合には、必ず事前に市民自治推進課にご相談ください）

申し込みは、米子市役所本庁舎4階にある市民自治推進課で直接行ってください。

申請に必要な書類は、市民自治推進課、淀江支所、米子市ボランティアセンター、市内各公民館に備え付けてあります。米子市ホームページからもダウンロードができます。

応募の期間

平成26年5月1日（木）から5月30日（金）までです。応募を締め切った後、応募者による事業内容の説明発表会（プレゼンテーション）を開催します。主体的な活動、公益性、継続性、事業費の妥当性などをポイントに審査委員（市長が別途任命）が審査をし、その結果をふまえ、米子市が交付団体を決定します。



たくさんのご応募お待ちしております。

ご不明な点があれば、
米子市企画部 市民自治推進課地域自治係
（電話 23-5371 担当：藤岡）まで、
お気軽にお問い合わせください。



参 考

交付金対象経費（全コース共通）

交付金対象経費は、事業の実施に必要な経費のうち、次のものです。

- ア 報償費 外部からの講師、専門家及び出演者への謝礼、調査研究等に係る報償
- イ 旅 費 講師及び専門家の交通費及び宿泊費等
- ウ 需用費 チラシ、ポスター、報告書等の作成費や印刷費及び材料、消耗品等の購入費
- エ 役務費 行事保険料等
- オ 委託料 事業の付帯業務を他者に委託する経費（機械搬入、設営等）
- カ 使用料及び賃借料 イベント等の会場使用料、機器類のレンタル料等
- キ その他 市長が必要かつ適切と認めたもの（※ 個別に経費の内容を審査します。）

交付金対象経費とならないもの（全コース共通）

次の経費については、交付金対象経費となりません。

- ア 団体の事務所を維持するための経費
- イ 団体の経常的な活動に要する経費
- ウ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- エ 飲食費（食事、弁当、茶菓等）
- オ 商品券等の金券の購入代金
- カ 記念品等の購入経費
- キ 土地の取得、造成、補償に関する経費
- ク 領収書等により事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- ケ その他、交付事業に直接関係ない経費、市長が適切でないとして認めた経費等

交付金の計算の例

※算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

※入場料、売上金等の事業収入がある場合は、交付金対象経費から差し引きます。

※交付金の額が上限を超えない場合は、その額を交付します。

ちょっこし活動コース

【例 1】 上限を超える場合

| 交付金対象経費 | | 交付金の額 |
|-----------|----------------------|------------|
| 100,000 円 | ⇒ 10分の10 ⇒ 100,000 円 | ⇒ 80,000 円 |

【例 2】 収入がある場合

| (交付金対象経費－収入) | | 交付金の額 |
|------------------------|--------------------------------|------------|
| (120,000 円 － 45,000 円) | = 75,000 円 ⇒ 10分の10 ⇒ 75,000 円 | ⇒ 75,000 円 |

がいな活動コース

【例 1】 上限を超える場合

| 交付金対象経費 | | 交付金の額 |
|-----------|----------------------|-------------|
| 500,000 円 | ⇒ 3分の2 ⇒ 約 333,333 円 | ⇒ 300,000 円 |

【例 2】 収入がある場合

| (交付金対象経費－収入) | | 交付金の額 |
|------------------------|----------------------------------|-------------|
| (450,000 円 － 80,000 円) | = 370,000 円 ⇒ 3分の2 ⇒ 約 246,666 円 | ⇒ 246,000 円 |

継続活動コース

【例 1】 上限を超える場合

| 交付金対象経費 | | 交付金の額 |
|-----------|--------------------|-------------|
| 250,000 円 | ⇒ 2分の1 ⇒ 125,000 円 | ⇒ 100,000 円 |

【例 2】 収入がある場合

| (交付金対象経費－収入) | | 交付金の額 |
|------------------------|---------------------------------|-------|
| (250,000 円 － 80,000 円) | = 170,000 円 ⇒ 2分の1 ⇒ 約 85,000 円 | |